

○玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例施行規則

平成15年12月12日

規則第11号

改正 平成18年3月22日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例(平成15年玄海町条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会)

第2条 町長の諮問に応じ、パレアの適正かつ円滑な管理運営を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織その他必要な事項は、町長が別に定める。

(平18規則2・旧第5条繰上)

(利用料金の承認申請)

第3条 指定管理者は、条例第10条第2項の規定による利用料金の承認を受けようとする場合は、玄海海上温泉パレア利用料金承認(変更)申請書(別記様式)を町長に提出しなければならない。

(平18規則2・旧第6条繰上・一部改正)

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災、盗難、人身事故及びその他の事故防止に万全の措置をすること。
- (2) 許可なくして施設内で物品の展示・販売をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (4) 許可なくして施設に貼紙及びくぎ打ち等をしないこと。
- (5) 許可なくして器具等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (6) 施設等の利用を終えたとき、これを原状に復すること。
- (7) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (8) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

(平18規則2・旧第7条繰上)

(再委託の禁止)

第5条 指定管理者は、管理業務を第三者に再委託させてはならない。ただし、施設の管理に付随する業務については、この限りでない。

(平18規則2・旧第8条繰上)

(協議)

第6条 その他パレアの管理運営に関する細目的事項については、町長と指定管理者が協議し、協定書を締結するものとする。

(平18規則2・旧第9条繰上)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(平18規則2・旧第10条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則中第2条、第3条、第6条及び第9条の規定は公布の日から、その他の規定は平成16年4月1日から施行する。

(玄海町福祉センター管理運営規則の廃止)

2 玄海町福祉センター管理運営規則(昭和55年玄海町規則第2号)は、平成16年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成18年3月22日規則第2号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第3条関係)

玄海海上温泉パレア利用料金承認(変更)申請書

年 月 日

玄海町長 様

指定管理者 ㊦

玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例第10条第2項及び玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定により、施設利用料金の(変更)承認を受けたいので次のとおり申請します。

区 分		金 額		
入浴料 (入湯税を含む。)	大人		円	
	小人		円	
プール	大人		円	
	小人		円	
プール指導	1人1月		円	
トレーニング室	1人1日		円	
アロマセラピー	1回	分	円	
家族風呂	露天風呂有り	基本料金(分以内)	円	
		延長料金(分ごとに)	円	
	露天風呂無し	基本料金(分以内)	円	
		延長料金(分ごとに)	円	
個室 (和室)	基本料金(分以内)		円	
	延長料金(分ごとに)		円	
大研修室	分割利用 (1部屋)	基本料金(時間以内)	円	
		延長料金(時間ごとに)	円	
	一括利用	基本料金(時間以内)		円
		延長料金(時間ごとに)		円

備考

- 1 家族風呂を利用する場合は、別途入浴料を加算する。
- 2 利用料金は、消費税を含む。